平成２２年（フ）第３１３号
三重県四日市市朝明町2527番地14
債務者　中野　　穂
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
三重県桑名市星見ヶ丘７丁目1306番地　ラ・フォーレ星見ヶ丘Ｂ棟202号
債務者　各務　　博
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３２５号
三重県桑名市星見ヶ丘７丁目1306番地　ラ・フォーレ星見ヶ丘Ｂ棟202号
債務者　各務　孝子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３２６号
三重県四日市市羽津中１丁目５番５号
債務者　横山　初一
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３２８号
三重県四日市市浜一色町３番14号　ハイツ五十鈴303号
債務者　坂本　　康
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３３４号
三重県桑名市大字西別所1200番地259
債務者　中村美智子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３３８号
三重県四日市市大治田１丁目２番９号　フォーゲルＥ102号
債務者　神谷　　潔
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第９８６号
兵庫県尼崎市立花町１丁目26番15号　立花一番館１Ｂ、前住所大阪府豊能郡能勢町倉垣82番地
債務者　大柏　雅生
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８２号
鳥取県西伯郡大山町飯戸1044番地
債務者　福間　　愛
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２０５号
鳥取県西伯郡大山町今在家589番地１
債務者　松本　美和
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１４０号
広島県尾道市美ノ郷町三成351番地380　植田マンション101号室
債務者　池久保敏之
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
広島県尾道市高須町4866番地17
債務者　ワタナベ　エレアノル　ドゥラットレ
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３２６号
山口県下関市前勝谷町18番８号　クラシックヒルズ103号
債務者　清本　　弘
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３３３号
山口県下関市南部町３番１号、前住所山口県下関市丸山町２丁目５番８号
債務者　引地　一夫
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３３５号
山口県下関市生野町２丁目27番８―1005号　グランドパレス生野
債務者　杉田　輝美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第６０号
高知県安芸郡奈半利町乙1072番地４
債務者　竹中　元水
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
福岡県飯塚市川島205番地１　市営久世ヶ浦住宅２棟265号
債務者　宮地ひろ子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部